



2023年10月17日

各 位

会 社 名 日本電信電話株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 島田 明
(コード番号 9432 東証プライム)

**当社子会社（株式会社 NTT ドコモ）による
株式会社 インテージホールディングス（証券コード 4326）に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

当社の子会社である株式会社 NTT ドコモ（以下「NTT ドコモ」といいます。）は、2023年9月6日付で、株式会社 インテージホールディングス（証券コード：4326、東証プライム）の普通株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2023年9月7日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2023年10月16日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

詳細については、NTT ドコモが2023年10月17日に公表した、添付の「株式会社 インテージホールディングス株式（証券コード 4326）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

本件に関する問い合わせ先
財務部門 IR 室 小菅、渡邊
Tel : 03-6838-5481

各位

会社名 株式会社NTTドコモ
代表者 代表取締役社長 井伊 基之
問合せ先 グループ事業推進部
事業企画担当 中川 本田
03-5156-1688

株式会社インテージホールディングス株式（証券コード 4326）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社NTTドコモ（以下「公開買付者」といいます。）は、2023年9月6日、株式会社インテージホールディングス（コード番号：4326、東証プライム、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2023年9月7日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2023年10月16日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 株式会社NTTドコモ
所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

(2) 対象者の名称

株式会社インテージホールディングス

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
19,621,900株	15,389,700株	19,621,900株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（15,389,700株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

(注2) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（19,621,900株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2023年9月7日（木曜日）から2023年10月16日（月曜日）まで（26営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意

見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、2023 年 10 月 20 日（金曜日）までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 2,400 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数（26,385,107 株）が買付予定数の上限（19,621,900 株）を超えましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（2023 年 9 月 28 日提出の公開買付開始公告の訂正の公告及び公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じとします。）に記載のとおり、法第 27 条の 13 第 4 項第 2 号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により、2023 年 10 月 17 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	26,385,107 株	19,621,921 株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合計	26,385,107 株	19,621,921 株
(潜在株券等の数の合計)	(—株)	(—株)

(4) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	196,220 個	(買付け等後における株券等所有割合 51.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主等の議決権の数	384,023 個	

(注 2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が 2023 年 9 月 28 日に提出した第 51 期有価証券報告書（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された 2023 年 6 月 30 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、(i) 対象者有価証券報告書に記載された 2023 年 6 月 30 日現在

の対象者の発行済株式総数（40,426,000株）から、（ii）対象者有価証券報告書に記載された2023年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数（但し、同日現在の役員向け株式給付信託として所有する対象者株式401,314株を除きます。）（1,951,471株）を控除した株式数（38,474,529株）に係る議決権の数である384,745個を分母として計算しております。

（注3）「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（5）あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数（26,385,107株）が買付予定数の上限（19,621,900株）を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させました。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなったため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定しました。

（6）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

2023年10月23日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

公開買付期間末日の翌営業日以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振り替える場合は、その旨指示してください。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社NTTドコモ

（東京都千代田区永田町二丁目11番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以上